

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

別紙5を次のとおり改める。

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分		うち構築物等分	
				うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	551,875百万円	63,667百万円	379,925百万円	127,702百万円	252,223百万円
H 1 9	559,192百万円	67,965百万円	405,577百万円	136,324百万円	269,253百万円
H 2 0	556,166百万円	69,046百万円	412,024百万円	138,491百万円	273,533百万円
H 2 1	566,023百万円	71,011百万円	423,755百万円	142,434百万円	281,321百万円
H 2 2	589,069百万円	73,609百万円	439,255百万円	147,644百万円	291,611百万円
H 2 3	601,828百万円	74,516百万円	444,666百万円	149,463百万円	295,203百万円
H 2 4	609,371百万円	75,118百万円	448,259百万円	150,671百万円	297,588百万円
H 2 5	632,305百万円	77,807百万円	464,305百万円	156,064百万円	308,241百万円
H 2 6	644,685百万円	79,163百万円	472,399百万円	158,785百万円	313,614百万円
H 2 7	656,459百万円	80,433百万円	479,975百万円	161,331百万円	318,644百万円
H 2 8	654,795百万円	80,023百万円	477,530百万円	160,509百万円	317,021百万円
H 2 9	658,500百万円	80,246百万円	478,862百万円	160,957百万円	317,905百万円
H 3 0	663,655百万円	80,859百万円	482,518百万円	162,186百万円	320,332百万円
H 3 1	672,278百万円	81,755百万円	487,867百万円	163,984百万円	323,883百万円
H 3 2	677,610百万円	82,356百万円	491,454百万円	165,190百万円	326,264百万円
H 3 3	677,082百万円	82,259百万円	490,872百万円	164,994百万円	325,878百万円
H 3 4	676,225百万円	82,111百万円	489,989百万円	164,697百万円	325,292百万円
H 3 5	678,067百万円	82,341百万円	491,360百万円	165,158百万円	326,202百万円
H 3 6	675,015百万円	81,859百万円	488,484百万円	164,191百万円	324,293百万円
H 3 7	673,432百万円	81,564百万円	486,725百万円	163,600百万円	323,125百万円
H 3 8	673,962百万円	81,746百万円	487,816百万円	163,967百万円	323,849百万円
H 3 9	675,886百万円	82,007百万円	489,369百万円	164,489百万円	324,880百万円
H 4 0	673,217百万円	81,650百万円	487,237百万円	163,772百万円	323,465百万円
H 4 1	673,065百万円	81,552百万円	486,656百万円	163,577百万円	323,079百万円
H 4 2	671,599百万円	81,267百万円	484,954百万円	163,005百万円	321,949百万円
H 4 3	671,190百万円	81,293百万円	485,110百万円	163,057百万円	322,053百万円
H 4 4	665,317百万円	80,412百万円	479,852百万円	161,290百万円	318,562百万円
H 4 5	662,406百万円	80,236百万円	478,799百万円	160,936百万円	317,863百万円
H 4 6	659,572百万円	79,876百万円	476,651百万円	160,214百万円	316,437百万円
H 4 7	658,057百万円	79,693百万円	475,559百万円	159,847百万円	315,712百万円
H 4 8	653,704百万円	79,073百万円	471,862百万円	158,604百万円	313,258百万円
H 4 9	650,457百万円	78,610百万円	469,097百万円	157,675百万円	311,422百万円
H 5 0	647,081百万円	78,256百万円	466,988百万円	156,966百万円	310,022百万円
H 5 1	646,039百万円	78,131百万円	466,242百万円	156,715百万円	309,527百万円
H 5 2	639,975百万円	77,332百万円	461,475百万円	155,113百万円	306,362百万円
H 5 3	638,660百万円	77,171百万円	460,514百万円	154,790百万円	305,724百万円
H 5 4	636,082百万円	76,794百万円	458,260百万円	154,032百万円	304,228百万円
H 5 5	635,206百万円	76,635百万円	457,316百万円	153,715百万円	303,601百万円
H 5 6	629,881百万円	76,044百万円	453,784百万円	152,528百万円	301,256百万円
H 5 7	626,044百万円	75,536百万円	450,754百万円	151,509百万円	299,245百万円
H 5 8	624,135百万円	75,293百万円	449,307百万円	151,023百万円	298,284百万円
H 5 9	624,389百万円	75,343百万円	449,605百万円	151,123百万円	298,482百万円
H 6 0	619,985百万円	74,769百万円	446,177百万円	149,971百万円	296,206百万円
H 6 1	617,548百万円	74,459百万円	444,326百万円	149,349百万円	294,977百万円
H 6 2	166,802百万円	17,231百万円	102,826百万円	34,562百万円	68,264百万円

別紙6を次のとおり改める。

別紙 6

(協定第9条第1項関連)

計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	709,612百万円
H 1 9	722,190百万円
H 2 0	720,476百万円
H 2 1	729,866百万円
H 2 2	762,311百万円
H 2 3	781,921百万円
H 2 4	794,981百万円
H 2 5	816,873百万円
H 2 6	830,172百万円
H 2 7	840,435百万円
H 2 8	840,889百万円
H 2 9	845,377百万円
H 3 0	851,633百万円
H 3 1	862,786百万円
H 3 2	869,881百万円
H 3 3	868,911百万円
H 3 4	867,753百万円
H 3 5	869,537百万円
H 3 6	866,569百万円
H 3 7	865,978百万円
H 3 8	865,386百万円
H 3 9	867,163百万円
H 4 0	864,203百万円
H 4 1	863,611百万円
H 4 2	863,020百万円
H 4 3	862,179百万円
H 4 4	856,627百万円
H 4 5	853,431百万円
H 4 6	850,235百万円
H 4 7	849,361百万円
H 4 8	843,844百万円
H 4 9	840,648百万円
H 5 0	837,452百万円
H 5 1	836,541百万円
H 5 2	831,060百万円
H 5 3	828,126百万円
H 5 4	825,191百万円
H 5 5	824,510百万円
H 5 6	819,324百万円
H 5 7	816,389百万円
H 5 8	813,455百万円
H 5 9	812,741百万円
H 6 0	807,586百万円
H 6 1	804,652百万円
H 6 2	302,032百万円

別紙 7 中、 1 .(2) を次のとおり改める。

平日夜間割引

イ 割引をする自動車

八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）第 3 条に定める休日以外の日の午後 10 時から翌午前 0 時までの間に二に定める区間を通行する全自動車のうち、ETC クレジットカード、ETC パーソナルカード又は ETC コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETC システムを利用して無線通信により料金所（別添 5 に定める道路の料金所を含む。以下同じ。）を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ロ 割引率

割引率は 30 パーセントとし、二に定める区間の通行料金に適用する。

割引後の算出額に 50 円未満の端数が生じる場合には、24 捨 25 入により、50 円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と一般国道 6 号（東水戸道路）（以下「東水戸道路」という。） 仙台東部道路、秋田外環状道路、一般国道 7 号（秋田自動車道（琴丘能代道路））（以下「琴丘能代道路」という。） 一般国道 127 号（富津館山道路）（以下「富津館山道路」という。） 東京湾横断・木更津東金道路又は首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）を連続して通行する場合は、各道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記端数処理を行うものとする。

八 適用する期間

平成 20 年 10 月 14 日から平成 21 年 9 月 30 日までとする。

二 対象区間

高速国道の全区間。
東水戸道路の全区間。ただし、平成 20 年 11 月 10 日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
仙台東部道路の全区間。ただし、平成 20 年 11 月 10 日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
秋田外環状道路の全区間。ただし、平成 20 年 11 月 10 日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
琴丘能代道路の全区間。ただし、平成 20 年 11 月 10 日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
横浜横須賀道路の全区間。
富津館山道路の全区間。ただし、平成 20 年 11 月 10 日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間。ただし、平成 20 年 11 月 10 日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。

首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の全区間。

別紙 7 中、 1 .(2) の次に次のとおり加える。

平日深夜割引

イ 割引をする自動車

八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年 7 月 2 0 日法律第 1 7 8 号）第 3 条に定める休日以外の日の午前 0 時から午前 4 時までの間に二に定める区間を通行する全自動車のうち、 E T C クレジットカード、 E T C パーソナルカード又は E T C コーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ E T C システムを利用して無線通信により料金所（別添 5 に定める道路の料金所を含む。以下同じ。）を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

ロ 割引率

割引率は 5 0 パーセントとし、二に定める区間の通行料金に適用する。

割引後の算出額に 5 0 円未満の端数が生じる場合には、 2 4 捨 2 5 入により、 5 0 円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と東水戸道路、仙台東部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、富津館山道路、東京湾横断・木更津東金道路又は首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）を連続して通行する場合は、各道路の割引後の算出額それぞれにおいて上記端数処理を行うものとする。

八 適用する期間

平成 2 0 年 1 0 月 1 4 日から平成 2 1 年 9 月 3 0 日までとする。

二 対象区間

高速国道の全区間。
東水戸道路の全区間。ただし、平成 2 0 年 1 1 月 1 0 日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
仙台東部道路の全区間。ただし、平成 2 0 年 1 1 月 1 0 日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
秋田外環状道路の全区間。ただし、平成 2 0 年 1 1 月 1 0 日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
琴丘能代道路の全区間。ただし、平成 2 0 年 1 1 月 1 0 日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
横浜横須賀道路の全区間。
富津館山道路の全区間。ただし、平成 2 0 年 1 1 月 1 0 日までは、高速国道と当該道路を連続して通行する場合に限る。
東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間。ただし、平成 2 0 年 1 1 月 1 0 日までは、高速国道と当該道路を連続して通行す

る場合に限る。

首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の全区間。

休日昼間割引

イ 割引をする自動車

（イ）対距離制を適用する区間等

（１）イ（イ）に定める対距離制を適用する区間及び下表に定める区間のうち、100キロメートル以内の区間（距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路のキロ程を合算するものとする。）を通行し（別添2に定める区間のみの通行を除く）かつ、八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に定める休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する休日昼間割引を含む。）の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

なお、連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、（１）ロに定める均一制を適用する区間を含む場合又は東北横断自動車道酒田線の月山インターチェンジと湯殿山インターチェンジを連続して通行する場合については、本割引の適用を1回の適用とみなす。

東水戸道路の全区間。

仙台東部道路の全区間。

秋田外環状道路の全区間。

琴丘能代道路の全区間。

富津館山道路の全区間。

東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間。

東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間。

（ロ）均一制を適用する区間

（１）ロに定める均一制を適用する区間（北海道縦貫自動車道函館名寄線又は北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。）を通行し、かつ、八に定める期間のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）第3条に定める休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行する軽自動車等及び普通車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用

して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行するときを除く。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金、イの表中に定める区間の通行料金及び(1)ロに定める均一制を適用する区間(北海道縦貫自動車道函館名寄線又は北海道横断自動車道黒松内釧路線に限る。)の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道とイの表中に定める区間を連続して通行する場合又は東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジから木更津ジャンクションまでの区間と東京湾横断・木更津東金道路の木更津ジャンクションから東金インターチェンジまでの区間を連続して通行する場合は、高速国道の割引後の算出額及びイの表中に定める区間の割引後の算出額それぞれにおいて、上記の端数処理を行うものとする。

また、別添2に定める区間を含む通行については、下記の計算式により算出された額に1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)を乗じた額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$(L R + L'1 R'1 + 150) \times 0.5 + L'2 R'2$$

(注)上記式においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1: 関越特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1: 関越特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日までとする。

割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ETC前納割引又は東京湾アクアライン特別割引に限るものとし、障害者割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ロ 一の通行が深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日深夜割引又は休日昼間割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ マイレージ割引、大口・多頻度割引、ETC前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間

割引、東京湾アクアライン特別割引、乗合型自動車（定期路線）割引、平日夜間割引、平日深夜割引及び休日昼間割引相互間の重複適用関係は別添6のとおりとする。

別紙7中、別添6を次のとおり改める。

別添 6

障害者割引を除く割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ											
大口	×	大口										
前納	×	×	前納									
深夜				深夜								
通勤				×	通勤							
早朝				×	×	早朝						
アクア				×	×	×	アクア					
路バス	×		×				×	路バス				
平夜				×	×	×	×		平夜			
平深				×	×	×	×		×	平深		
休昼				×	×	×	×	×	×	×	×	休昼

(注)「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「早朝」、「アクア」、「路バス」、「平夜」、「平深」及び「休昼」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、東京湾アクアライン特別割引、乗合型自動車(定期路線)割引、平日夜間割引、平日深夜割引及び休日昼間割引を指すものとし、縦と横の交点の記号が、 は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、東京湾アクアライン特別割引、平日夜間割引、平日深夜割引又は休日昼間割引
2	乗合型自動車(定期路線)割引
3	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はE T C前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 0 年 1 0 月 7 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

東日本高速道路株式会社
代表取締役会長 八 木 重二郎